

農地賃貸借をめぐる労賃と地代

磯 辺 俊 彦

- 一 小作料の経済的規定性
- 二 地価の二重性
- 三 地価と地代の乖離
- (一) 時系列比較
- (二) 地域性比較
- 四 農家の高地価対応
- (一) 低労賃の地域性
- (二) 自小作「併進」の構造
- 五 労賃と地代の衝突——政策米価の自己矛盾——

一 小作料の経済的規定性

われわれがこれまでの論稿⁽¹⁾で分析してきたように、現在までの農地小作料の相場は、平均生計費としての都市なみ労賃によってではなく、限界生計費としての切り売り労賃——それは土工日雇労賃としての農村臨時雇労賃を規定している——をベースとした基準経営の純収益として形成されている。端的に言えば低労賃・高地代の構造に他ならない。つまり、言おうとしていることは、その構造は一個の自作農の内部での土地所有者と労働者との二つの魂の衝突の構造だ、ということである。それは現代資本主義のもとでの農工不均等発展に規定された労賃格差構造の農業内的・経営内的表現だといってよいだろう。逆にいえば、右の格差構造の最底辺としての農業労賃の低さが

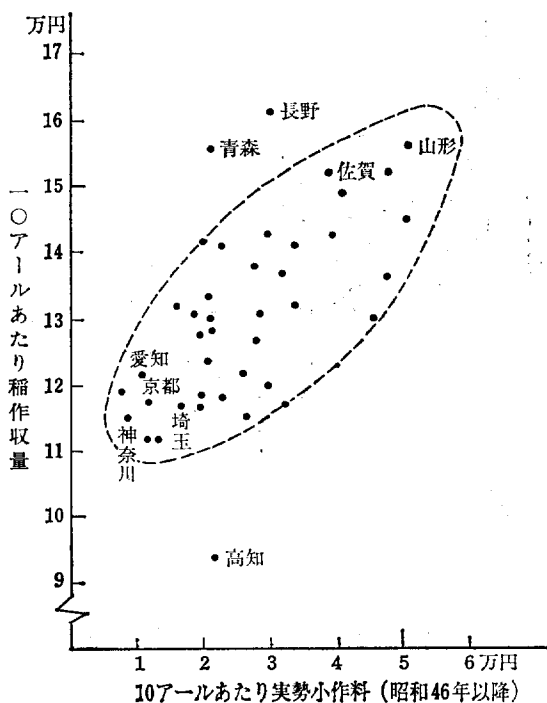
現代資本主義の蓄積構造を支えているのである。

各地の特定の借地型経営には、このようにして形成される小作料相場を前提とし与件としながら、自らの省力偏進型の高い労働生産性水準によって、より高い都市なみ労賃を獲得するに至るものも現われている。

だが、ここでの強調点は、現在の小作料水準を基本的に規定しているのは、こうした特定の借地型経営ではなくて、依然としてより広範に存続する零細農耕としての戦後自作農の体制だ、ということである。中上層農家が借り手となる新しい借地形態は近年ほど増加傾向を示してはいるが、一九八〇年世界農林業センサス結果によれば、農家の借入耕地は二六万三千ヘクタール、会社・共同経営など農家以外の農業事業体のそれが四万四千ヘクタール、合計して三〇万七千ヘクタールであり、総経営耕地四七〇万六千ヘクタールの六・五%でしかない。もともと、このセンサス結果は、農地法規制などとの関係から農家が過小申告した数値ではないかと一般には理解されている。昭和五〇年時点での業務統計にもとづく推計では借入地四〇万ヘクタールとされ、また同じ手法にもとづく五四年推計では四八万ヘクタールとされているからである。⁽²⁾この後者のさきの総経営耕地にたいする割合では一〇・二%になる。

⁽³⁾だが、この割合が仮に妥当だとしてもなお、それは欧米諸国にくらべて格段に低い。一九七五年時点での小作地率がフランス四八・二%、オランダ四四・三%、イギリス四三・三%、西ドイツ二九・五%、イタリア二二・四%およびアメリカ三七・三%などであるのと対比してみれば、わが国が格段の自作農国であることは明らかであろう。いうまでもなくこの自作農路線を基本的に方向づけたのは戦後農地改革と一九五二年農地法であった。現在、この戦後自作農制を侵食し破壊するかの如くにして農地の賃貸借が増加しつつある。さきにみたように欧米諸国に比べ

第1図 水稻収量と実勢小作料（昭和50年）



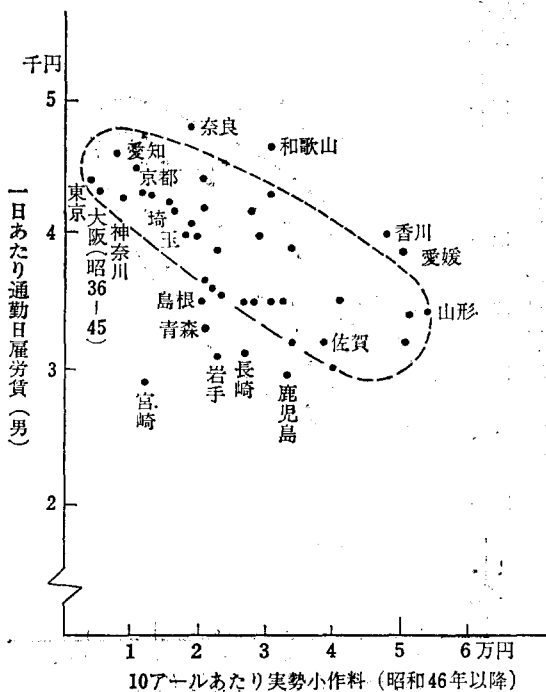
- 注(1) 稲作収量は農林水産省『米生産費』による。
 (2) 実勢小作料は全国農業会議所『水田小作料の実態に関する調査結果』による。
 (3) 日雇労賃は全国農業会議所『農業臨時雇賃金等調査結果』による。

てその借地水準はまだ微弱ではあるが、その変化のもつ意味、メカニズムを考えておくことは、戦後自作農制が当面している課題を明らかにするためにも、大事なことであろう。

一般的にいつて、現在の小作料水準には農業的要因と非農業的要因との、二つの要因が作用している。第一図と第二図とはその例示である。第一図にみるように、小作料水準は水稻収量の高い県で高く、低い県で低いという順相関を示している。

他方で、その水準は第二図にみるように、農村通勤労賃の高い県で低く、低い県で高いという逆相関を示す。つまり、前図は高収量・高地代の関係を、後図は低労賃・高地代の関係を示唆しているといつてよいだろう。問題は、これらの関係ないしは地代水準が戦後自作農の存在構造とどう拘わ

第2図 日雇賃金と実勢小作料（昭和50年）



注. 第1図と同じ.

きの労働所得との、一日あたりのバランスを考えている。同時に借地者はその借地での借り手と貸し手との面積あたり所得⁽⁵⁾バランスを考えている。つまり、自作所得の折半である。昭和四七年新潟県見附市でのききとり例では、一日一七〇〇円、一〇アールあたり二万円、という二つのバランスが考えられていた。この二つのバランスは一〇アール労働日が一二日位だとすれば整合的な関係となる。つまり、こうした関係のなかでは、借地者は一方で兼業労賃と向き合い、他方で地主所得と対応する二重の採算性をもつことを示している。地主の側もその土地を貸し出

るかということであろう。

四

農村を歩いていると、小作料の決

め方として、しばしば生産物を折半するという考え方にぶつかる。倉内

宗一はこの關係を戦前来の慣行の残存だ(4)と説明する。それは確かにそう

いう面をもっている。だがさらに加えて、その存続の現代的意味合いを

考へておくことも必要だろう。こうした場合、一般に借地者は、その借

地での労働所得と、借地をするのでなく近傍の臨時的賃労働に出たと

して兼業に働きに出るのだから、この採算を合理的なものと考えるに違いない。こうした採算の二重性は、そのまま労働者Ⅱ経営者Ⅱ土地所有者として行動する、すぐれて自作農的な思考様式だといってよいだろう。つまり、こうした採算にもとづく小作料決定志向はそのまま戦後自作農構造のうえに立っているのである。⁽⁶⁾

注(1) 磯辺稿「農地価格の形成」(『農業総合研究』第二四巻第四号、昭和四五年)、同「請負耕作の論理」(『農業構造問題研究』第七一号、昭和四七年)。

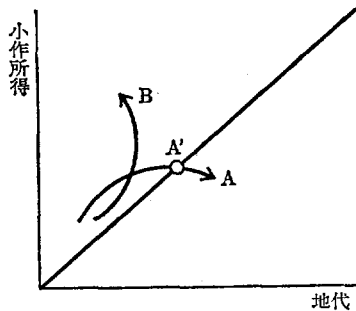
(2) 昭和五〇年推計は石井啓雄「戦後における耕作権とその『対価』について」(『不動産研究』第二〇巻第二号、昭和五三年)。昭和五四年推計は島本富夫「農地移動の動向と今日の賃貸借」(『不動産研究』第二二巻第二号、昭和五五年)。

(3) 是永東彦「欧米諸国農業における自作小作経営の展開」(『本誌』本号)参照。

(4) 倉内宗一「小作料形成の論理と小作料政策」(『農地流動化に関する理論と農民の論理』、農政調査委員会、昭和五五年)。

(5) 磯辺稿、前掲「請負耕作の論理」。

(6) このバランス関係が実際に存在するのは、のちの第一三図から推測できるように下図のAのような地域(北陸・東北・九州など)であって、A'点で所得Ⅱ地代となる。具体的には賃貸借に量として主流をなす中間層である。これらの地域で純生産を折半する考え方が多く見出される理由であろう。これに対してBのような地域(近畿・東海など一般に大都市地域)では、この関係はその低地代の故に(A'点をもたないので)成立しえない。



二 地価の二重性

小作料の経済的規定性の問題は、当然にも本来その小作料のうえに立っていたはずの農地価格水準と小作料の関
農地賃貸借をめぐる労賃と地代

第1表 転用価格の耕作目的価格に対する倍率

(単位:倍)

		昭和33	35	38	40	43	45	48
全 国	平 均	2.17	2.26	2.54	3.59	3.53	3.34	3.16
	都 市	3.04	2.97	2.36	2.44	1.77	1.87	1.60
	平 坦	2.11	2.13	2.47	3.63	3.30	2.79	3.15
	準平坦	2.13	2.31	2.65	3.64	3.46	3.16	3.23
	準山間	1.99	2.14	2.50	3.47	4.13	3.81	3.94
	山 間	2.01	2.06	2.58	4.74	5.19	5.00	5.15
東 北	都 市	3.67	5.16	4.42	6.74	4.25	4.59	5.09
	平 坦	2.36	2.99	2.90	3.72	3.53	3.65	4.53
	準平坦	2.46	2.56	2.37	4.23	4.10	4.90	5.36
	準山間	2.08	2.33	2.97	4.93	5.11	5.72	6.20
	山 間	2.48	2.29	2.78	4.83	6.15	6.32	7.33
近 畿	都 市	2.90	2.05	1.96	1.91	1.50	1.46	1.35
	平 坦	1.89	2.15	1.94	2.87	2.48	1.27	2.34
	準平坦	2.18	2.37	2.60	2.78	2.66	2.73	2.83
	準山間	2.01	1.96	2.52	2.35	3.11	2.93	2.89
	山 間	1.43	1.89	2.63	4.29	4.49	4.33	3.61

注(1) 転用価格(昭和33~38年は、公共用以外の「その他」、40~48年は「住宅用」)を耕作目的価格(中田価格)で割って算出した。

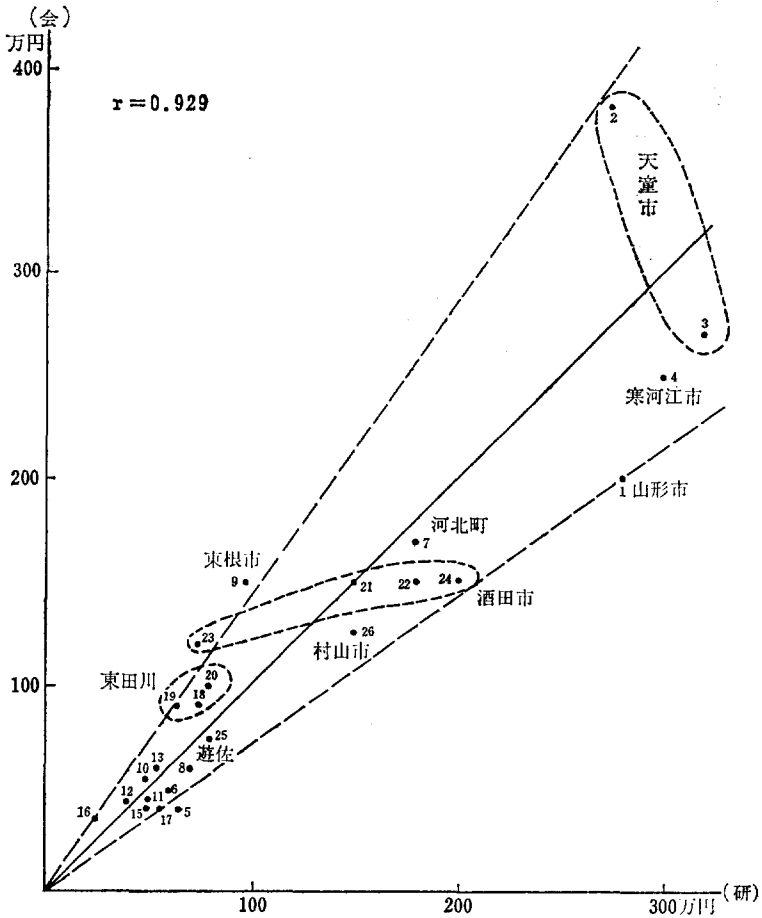
(2) 全国農業会議所『田畑売買価格累年統計』(昭和50年)による。

係を問題とせざるをえない。

六

現在、一般的に問題にされているのは、地価と地代の乖離現象である。しばしば都市的土地価格の農村への波及、一般化のもとで農地価格の土地価格への包摂、さらには農地価格の消滅が説かれている。だが、そうした捉え方は事態の動きを一面化し単純化しすぎている、といわなければならない。例えば、第1表にみるように、農地転用価格と耕作目的価格との間には全国平均で三倍からの開きがある。この表の数値は昭和四八年までしか与えられていないが、現在もこの表示の傾向は続いていると考えてよいだろう。概して近畿の都市地域では両価格の倍率の縮小傾向がみえるのになし、東北の農業地域では、むしろ拡大傾向が読み取

第3図 二つの地価調査の比較（山形・中田，昭和50年）



注(1) (会)は農業会議所調査（昭和50年5月1日）であり，(研)は日本不動産研究所調査（昭和50年3月末）である。

(2) 数字は市町村番号を示す。

れる。この東北の傾向のかぎりでは、そして全国平均ではなお三倍からの開きがあるというかぎりでは、非農業要因に規定される転用価格と農業収益に規定された耕作目的価格との地価の二重性の吟味は欠かせないことであろう。そこで耕作目的価格と小作料との関連が問題となる。

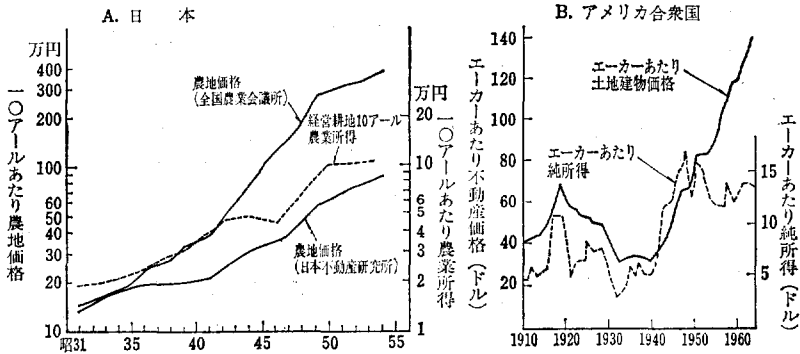
(注) (7) この耕作目的価格じたいが調査機関によって大きな開きがある(のちの第四図)。農地価格の時系列的調査を系統的に行なっているのは日本不動産研究所と全国農業会議所である。しばしば後者が転用価格含みの一般的な価格で、前者が農業収益価格だと理解されているが、この理解は正しくない。第一に、調査された地価数値そのものについていえば、両者の間に基本的な違いはない(たとえば第三図の山形県の場合)。両者の数値がのちの第四図のように開くのは、その発表方式の違いである。全国農業会議所の場合は都市地域をも含めた全体を集計対象としているが、日本不動産研究所の場合は、より農業収益価格に近づけることをねらいとして、昭和四七年からは全く統計的手法で高地価部分を宅地見込地として集計対象から除外しているからである。地価の度数分布は正規分布よりも低地価部分に偏ったモードをもつ分布を示すので、地価の対数をとると正規分布に近づく。つまり、算術平均とモードが近づくわけである。そこで平均値 m 、標準偏差 σ とするとき、 $m + 1.96\sigma$ 以上の高地価部分を除外する手続きがとられている。そうしたとき旧来の年次(この統計的方式を採用するまでは、転用価格見込みと目される調査事例は、集計者の判断で除外されてきた)との連続性をもっともよいというのがその除外方式の理由である。高地価部分をこうした統計的手法で除外する方式は、年々の除外を恣意的でなく規則的にすることは確かだとしても、農業収益価格としての論理的な連続性は放棄されたというべきであらう(土屋光豊「田畑の平均価格について」『不動産研究』第一七巻第三号、昭和五〇年)。

三 地価と地代の乖離

(一) 時系列比較

すでにみたように、⁽⁸⁾ 地代の第一次指標として農業所得をとると、アメリカでは一九五〇年代以降、所得と農地価

第4図 地価と所得の年次変動



注. 農業所得は『農家経済調査』による全国値。

注. Herdt, R.W. and Cochrane, W. W., "Farm Land Prices and Farm Technological Advance", *J. Farm Econ.*, Vol. 48, No. 2, May 1966 (磯辺訳「農地価格と農業技術進歩」『のびゆく農業』No. 279, 農政調査委員会)より引用。

格の明らかな乖離が進行するが(第四図)、わが国では米過剰が表面化する昭和四二、三年までは概ね両者の併進がみられた。以降に乖離が表面化しはじめたが、しかもなお過剰のなかで政策米価引き上げ、所得上昇がみられたことはアメリカでの価格政策とのちがいとして、とくに注目されてよい。

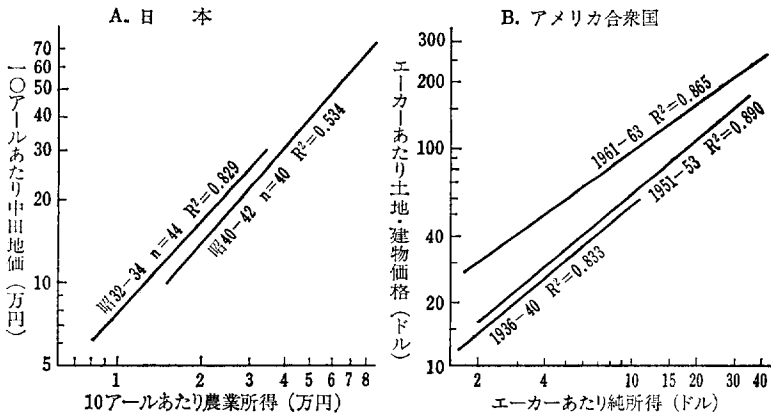
アメリカでの地価と所得(↓地代)の乖離についてW・コクレンの説くメカニズムは、こうであった。⁽⁹⁾農産物価格支持政策のもとで技術進歩が期待所得の増大を呼び生産力競争を惹き起こして、経営地拡大とその結果としての地価上昇を条件づけることになる。その一方で、かかる競争は需要停滞のもとでは供給過剰を結果し、そこで所得低落をもたらさざるを得ない。そのとき平均的農業者の位置は、踏み車の踏み手にも似て、競争が促進する規模拡大にもかかわらず、その経済的な相対位置を変えることは出来ないでもとのままであり、むしろ所得を増大しよ

うとして踏み車を早く踏めば踏むほど過剰の農産物がより多くはき出されるだけである。そこでかかる技術進歩の唯一の利得者は土地を売却（貸付）していく引退農民または土地所有者だとしたのである。コクレンはこれを「踏み車の効果」といつている。

それについて日本の事情はやや異なっている。その第一は農業外への農地転用、地価高騰が農地価格に与える作用であり、第二に政策米価が所得に与える作用である。米過剰が表面化する昭和四二、三年までは地価―所得（地代）は基本的に農業内的に規定されていたといつてよい。とくに年々の政策米価の引き上げが所得上昇に大きく作用した。ところがそれ以降は、転用価格の波及がとくに四〇年代後半の土地ブームを中心に強く農地価格を引き上げていく一方で、所得（地代）そのものは米価据え置きを反映して停滞に転ずることになる。昭和四二年までの地代と地価の併進関係は破れて、両者の乖離が進行し始めるのである。それは昭和三五年以来の生産費所得補償方式米価の変質だといつてよいだろう。そのかぎり、わが国の地価・地代関係は、いわばアメリカの一九五〇年代以降のそれと同形になっていくのである。こうして両国農業は共通の土地問題をもつに至った、ということであるうか。

このことは、わが国の米価政策が、戦後一貫して名目価格じたいが横ばい傾向を示して最低価格支持的に働いてきたアメリカの価格政策に近づきつつあるということを意味している。しかもなお、昭和四七年から五〇年への所得上昇にみるように、米価の名目的引き上げ、実質価格確保の要求はなお根強く、政府米過剰の圧力との狭間で、生産費所得補償方式は廃棄されるに至っていない。加えて減反政策のありかたは、各種の奨励金を積み重ねていくことによって、結果として地代引き上げに働き、低労賃は正には作用していない。そのことじたい、生産費所得補

第5図 農地価格の地域変動



- 注(1) 昭和32～34年平均所得と昭和35年地価（日本不動産研究所3月末日調査）、昭和40～42年平均所得と昭和43年地価（全国農業会議所5月1日調査）を、それぞれ対応させた。
- (2) 都道府県別数値をベースにしている。ただし昭和32～34年は東京・愛知を除き（ $n=44$ ）、昭和40～42年はさらに、埼玉・神奈川・京都・大阪を除いた（ $n=40$ ）。
- (3) 回帰線は $\log Y = \log a + b \log X$ を適用した。

- 注(1) Scofield, W. H., "Land Prices and Farm Income Relationships," *Agri. Finance Review*, vol. 25, Aug. 1964.
- (2) 州別数値をベースにしている。
- (3) 回帰線はA図に同じ。

償方式の政策米価の帰結だといわなければならないだろう。いかえれば、そうした関係を規定しているのが戦後自作農制の土地所有のありかたなのである。その地代依存的な保守性が戦後自作農制の限界を指示しているのである。

(二) 地域性比較

日米両国とも昭和四〇年過ぎまでは、その地価―所得の地域別分布についてみて、基本的に所得と地価との順相関がみられた（第五図）。ただ日本の場合、昭和三二―三四年では東京・愛知の二都県を除外しており、ま

た四〇〜四二年ではさらにこの他に埼玉・神奈川・京都・大阪を加えた六都府県を除いている。これがさらに直ぐあとでみるように五〇年には二三都府県を除外しなければならぬと見込まれる。それだけこの一〇年間に農業外からの転用地価の波及が強まったということである。

そこで、所得という間接指標によってではなく、直接の小作料をとって地価—小作料の地域性の現状がどうなっているかを検討してみよう。

現在、われわれが利用できる全国各地域別の小作料調査には、農林水産省統計情報部の『米生産費調査』、全国農業会議所の『水田小作料の実態に関する調査結果』、および日本不動産研究所の『田畑価格及び小作料調』の三者がある。だがその三者を並べみると、同一府県でも調査ごとによりバラツキがある。また同一調査の年次比較をしてみても、そうである。このバラツキは、そもそも府県単位ではとても小作料の相場というようなことはいえないということがあって、そこで調査対象地や調査方法の如何によって大いにその結果が異なってくるということなのかも知れない。いずれにしても将来もう少しその結果の安定した信頼のおける調査が行なわれることを期待したいと思う。

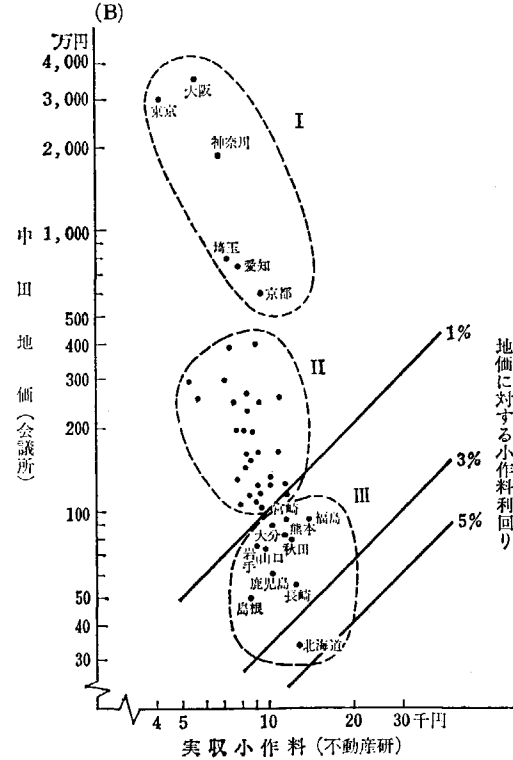
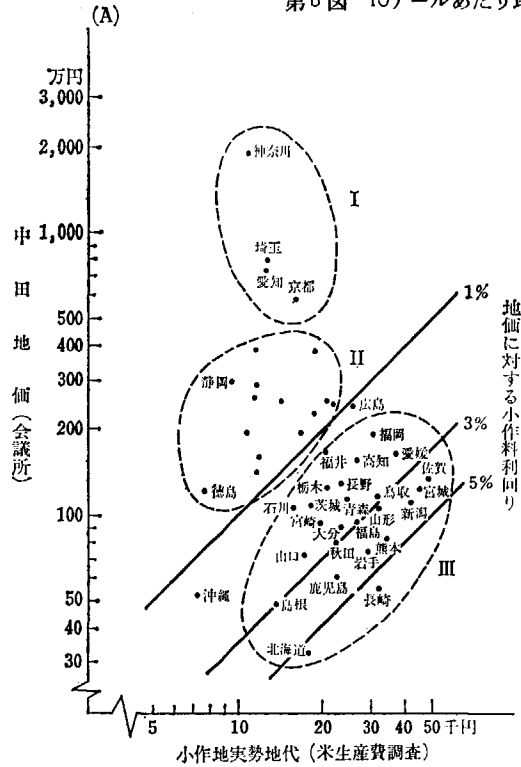
第六図は会議所の耕作目的中田地価を縦軸にとり、これと右の三調査結果を横軸にとって組み合わせたものである。A図の米生産費調査の小作地実勢地代は全般に他の調査にくらべて小作料水準の下限が高く一〇アールあたりで一万円を割っているのは、図示したように静岡・徳島・沖縄の三県にすぎず、その下限の水準も他調査より高い。そこで地価の高低による小作料の変化はとくにⅠ、Ⅱグループで認め難いが、ただⅢグループについてはほぼ三%の小作料利回りを中心とした一定の順相関を認めておいてよいだろう。

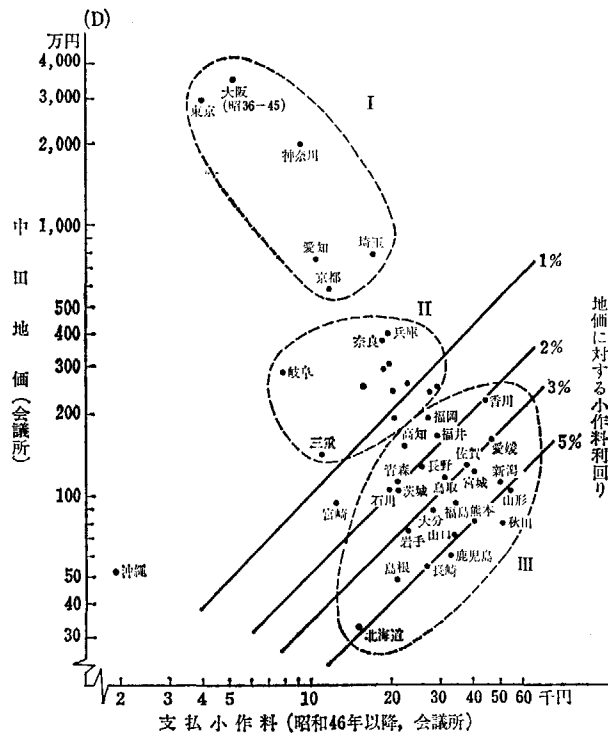
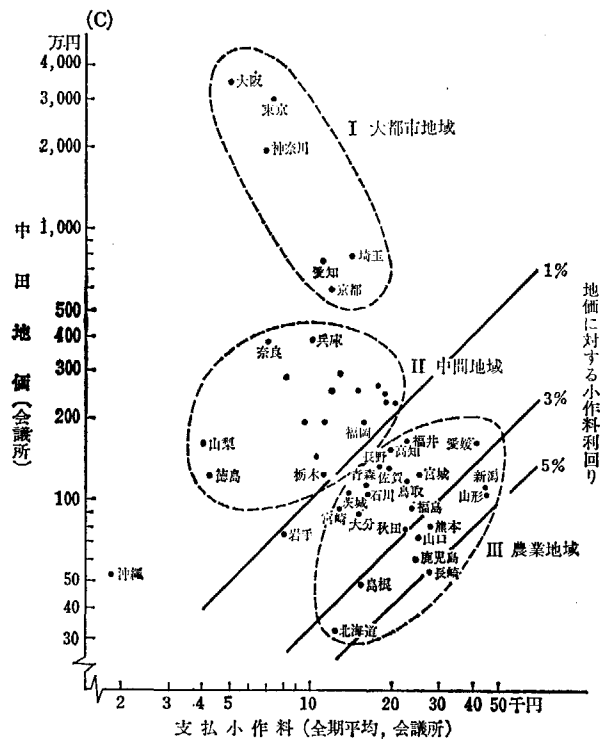
これにたいして、日本不動産研究所調査によるB図では、地価—小作料の相関は殆ど認められず、地価の如何にかかわらず、小作料は一万円前後に集中してしまっている。かかる小作料調査そのものの妥当性については、改めて吟味する必要がある⁽¹⁰⁾。

最後のC、D図は全国農業会議所の調査によるもので、C図は調査対象全体の平均小作料であり、D図はそのうち昭和四十六年以降に設定された借地契約の部分だけを取り出したものである。周知のように、昭和四五年農地法改正によって、それ以降新たに契約される賃貸借については法的にも統制小作料を適用しないこととした。そうした規制は農地改革をめぐりぬけて残存した小作地ではもつとも強いが、以降近年になるほど、そして法的な手続きを経ない事実上の賃貸借ほど、指導基準としての標準小作料をも超える傾向を示している。昭和四五年改正で一〇年の猶予期間を置かれた統制小作料も五五年一〇月で失効することになったから、今後はとくにD図の実勢小作料の關係が支配的となっていくことであろう。第2表にみるように、さきのC図に示した三つの地帯区分でいえば、大都市地域ほど調査対象の分布は三五年以前の古い時期に比重が大きく、逆に農業地域ほど四十六年以降の新しい契約の割合が高い。このことは同時に、全期でも四十六年以降でも、大都市地域ほど平均小作料が低く、農業地域との地代格差は全期よりも四十六年以降のほうが大きくなっている、ということと結びついている。したがって、全期平均から四十六年以降への小作料増加率としていえば、大都市地域がもつとも低く一三%増加、中間地域が六三%増加で最も高く、農業地域は四八%の増加で右二地帯にくらべて中程度の伸びとなっている。

I 大都市地域では、全体として小作料水準が低く、しかも四十六年以降の借地契約面積の割合が少なくて、その小作料水準も余り高くない。近年の借地比率の低いところで、全体としてC、D図にみるように、地価が高い府県

第6図 10アールあたり地価と小作料（水田，昭和50年）





第2表 地域別にみた借入時期別小作料（昭和50年）

	大都市地域	中間地域	農業地域	計
A. 借入時期別借地面積（a）				
合 計	5,896 (100) (6)	30,549 (100) (30)	66,458 (100) (64)	102,903 (100) (100)
農地改革前	2,581 (44)	13,652 (45)	19,463 (29)	35,696 (35)
～ 昭35	1,275 (21)	5,172 (17)	6,446 (10)	12,893 (12)
36 ～ 45	884 (15)	3,770 (12)	10,236 (15)	14,890 (14)
46 ～	865 (15)	7,582 (25)	29,204 (44)	37,651 (37)
不 明	291 (5)	373 (1)	1,109 (2)	1,773 (2)
B. 10アールあたり小作料（円）				
平 均 (A)	11,166 (37)	13,664 (45)	25,982 (100)	21,476 (83)
農地改革前	7,839 (90)	8,474 (97)	8,723 (100)	8,564 (98)
～ 昭35	13,547 (94)	9,597 (67)	14,396 (100)	12,837 (89)
36 ～ 45	15,563 (51)	21,047 (68)	30,757 (100)	27,396 (89)
46 ～ (B)	12,666 (33)	22,260 (58)	38,408 (100)	34,567 (90)
不 明	12,439 (50)	14,480 (58)	24,932 (100)	20,683 (83)
B/A(%)	113	163	148	161

注(1) 全国農業会議所『水田小作料の実態に関する調査結果』（昭和50年）による。

(2) 地域区分は第3表にしたがって組み替え集計した。

(3) A表の借地面積は調査対象面積である。

ほど小作料が低いという逆相関がみられるのである。その低さの頂点に使用貸借的な「土地管理業」⁽¹⁾的な農地賃貸があるであろう。

Ⅱ 中間地域で地価・小作料水準はいずれも中位だが、全期平均とくらべて四十六年以降の借地契約の小作料の増加率はもっとも大きい。そこで農業地域を基準とした地域間の地代格差も全期平均よりも四十六年以降のほうが縮小している。このように、中間地域は近年ほど大都市地域に向かう方向に動かないで、それからむしろ離れて農業地域に近づく方向に動いていることは、四五年以降の小作料統制廃止の作用がこの中間地域に一番強く働いていることをしめしていよう。高地価・低地代

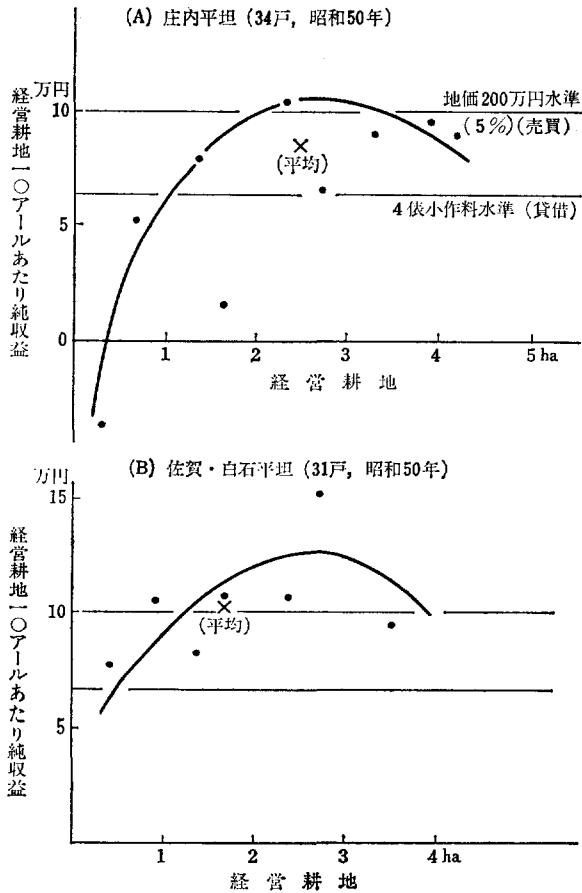
第3表 地価—小作料の地域性（昭和50年）

	地 価	都道府県数	経営耕地	都道府県内訳
大都市地域	500 万円以上	6 都府県	万ha % 30 (6)	埼玉, 東京, 神奈川, 愛知, 京都, 大阪
中間地域	500~100万円	17県	126 (26)	栃木, 群馬, 千葉, 富山, 山梨, 岐阜, 静岡, 三重, 滋賀, 兵庫, 奈良, 和歌山, 岡山, 広島, 徳島, 香川, 福岡
農業地域	200 万円以下 (小作料利回り1%以上)	24道県	322 (67)	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 新潟, 石川, 福井, 長野, 鳥取, 島根, 山口, 愛媛, 高知, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄
計	—	47都道府県	478 (100)	

ゆえに、借地による規模拡大には支障はないだろうとする見方は、大都市地域での近年の借地の伸びの低さとして、かつ中間地域の地代上昇率の高さによって、いわば二重に否定されざるを得ない。地価と地代の乖離は、このようにして、借地拡大の積極的条件として働いているとはいいがたいのである。

Ⅲ 農業地域では、他地域と比べて地価水準は低く、小作料水準は逆に高い。そこで、C、D図のように小作料が高い県ほど地価も高いという、大都市地域とは全く逆の順相関の関係をみることもできる。すでにみたように、例外的な大都市府県を別として、この関係はかつてわが国でも全国的に支配的な傾向であった。それが現在では、全国四七都道府県のうち二四道県に、つまり約半分の県に限られる傾向となった。とはいえ、経営耕地面積のシェアとしていえば、C図にもとづいて第3表に整理したように、六七%を占めている。この点を強調していえば、現在でもなお全国耕地の三分の二を占める地域では、農地価格が農業地代によって律せられる関係

第7図 10アールあたり平均純収益の階層性



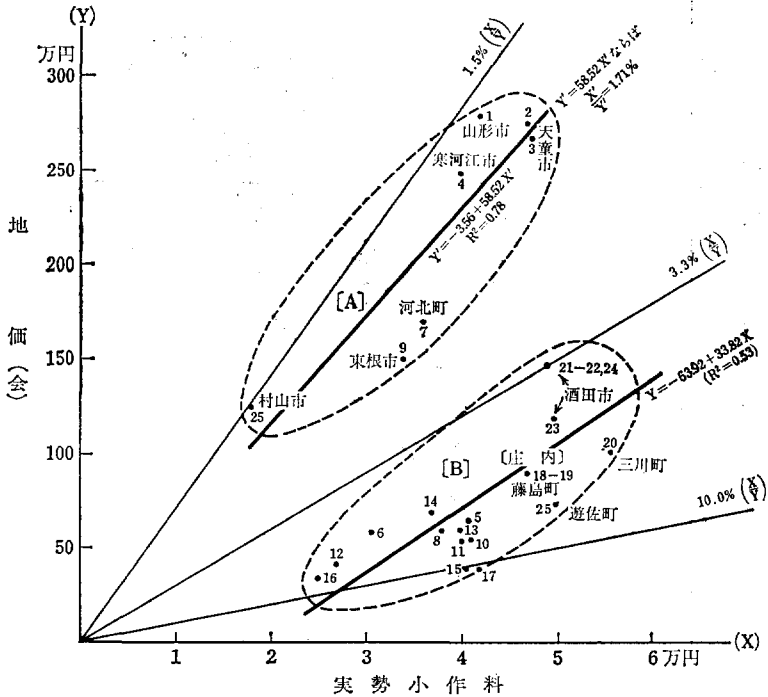
注. 『土地と農業』No. 9 (昭和53年) の田代洋一, 後藤光蔵による農家経済調査再集計結果による。

が規定的だということになるだろう。いいかえれば、この農業地域は低労賃・高地代に規定された農業的地価形成メカニズムの支配する地域だということである。

かかる農地価格の上限をなす水準は、C、D図からみて、ほぼ二〇〇万円前後だと思われる。農家経済調査個票の再集計にもとづいて、米生産費調査の家族労働評価賃金を適用して計算した一〇アールあたり土地純収益を図示

第8図 山形県における地価と小作料

A. 実勢小作料と地価（昭和50年）



注(1) 実勢小作料は各市町村農業委員会の標準小作料算定資料（カード）による（B, C図も同じ）。

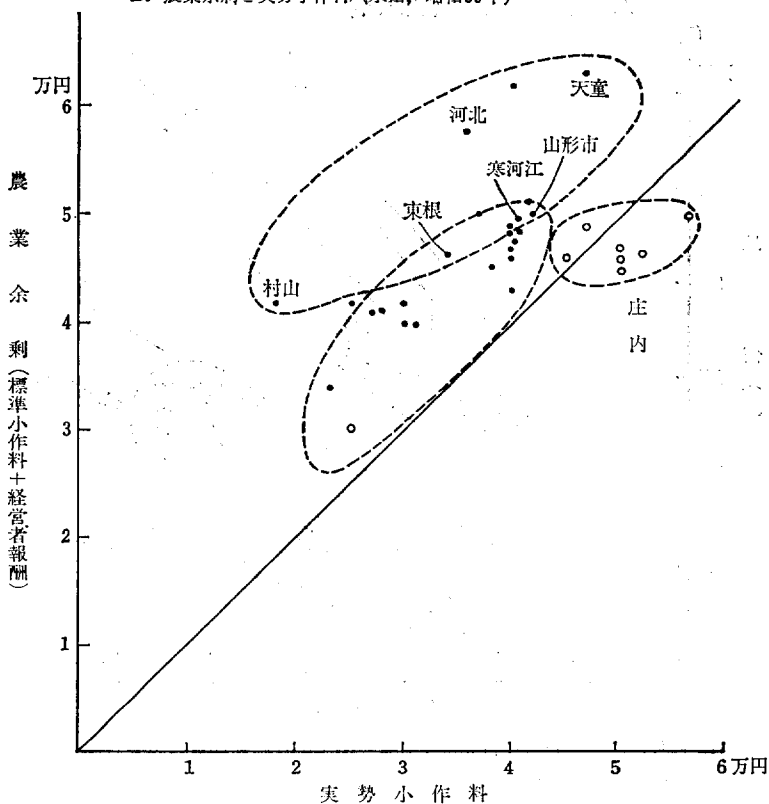
(2) 数字は市町村番号で第3図と同じ。

した第七図によれば、A図の庄内平垣では現在支配的な借地料四俵の水準は平均的農家よりも低いレベルにあり、さらに五%の利回りで地価二〇万円水準をみると、ほぼ二、三ヘクタール以上の諸階層の平均純収益で対応できる範囲にそれがあることがわかる。

B図の佐賀・白石平垣について状況はほぼ同様で地価二〇万円対応の水準は平均的農家の平均純収益で可能なレベルになっているという、庄内よりも一段と高い収益性を示している。一般化していえば、借地対応の借地料水準が地代

(第8図)

B. 農業余剰と実勢小作料(水田, 昭和50年)



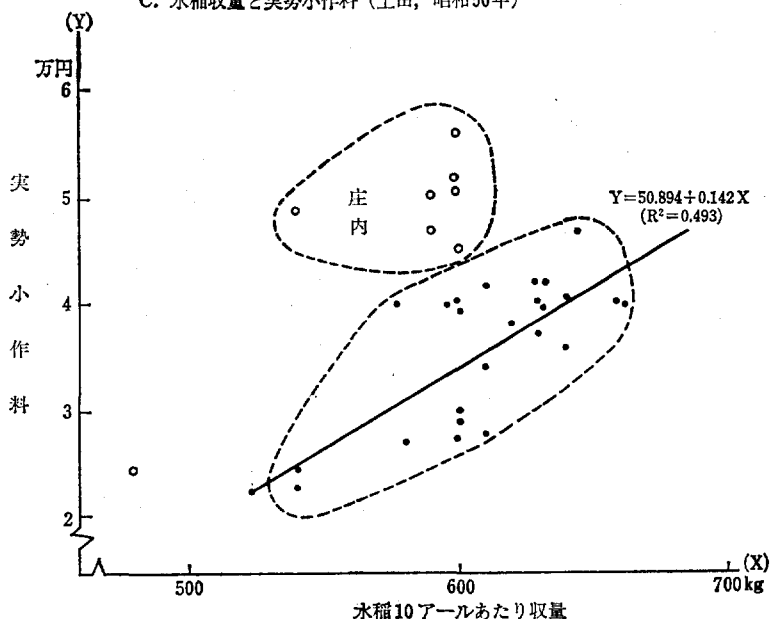
下限(約七万円)をなしており、売買対応の土地収益水準が地代上限(約一〇万円)をなすという、この範囲に庄内や佐賀平坦の中上層農家の土地支払能力があるとみてよいであろう。

さらに山形県を事例として各市町村単位にみた地価と地代の分布関係をみておこう。第八図の各図がそれである。

A図でみる地価—実勢小作料の分布からすると、山形県内の市町村は二つのグループに分けられる。一つは山形・天童・東根・村山・寒河江の各市と河北町で構成される村山

(第8図)

C. 水稲収量と実勢小作料 (上田, 昭和50年)



盆地の比較的都市化の進展した地域 (Aグループ) であり、もう一つは酒田・鶴岡両市を中心とした庄内諸町村 (Bグループ) である。興味ある点は、このA・B両グループの実勢小作料分布は二・五万円とほぼ大差ない範囲に分布しているが、その対応地価水準は明らかに異なっていて、Aグループが一〇〇〜三〇〇万円に分布するのに対してBグループは三〇〜一五〇万円に分布する。したがって地価にたいする小作料利回りはAグループで一・二%、Bグループで三〜一〇%の開きとなっている。概していえば、Aグループが都市化地域の高地価対応を示し、Bグループが農業地域の高地価対応だということになる。しかもこの都市化地域でも、極めて低い利回りながら、地価が高いほど実勢小作料が高いという順相関関係が買っている ($R^2 = 0.78$) 点

に注目しておきたい。

このことは、B図にみるようにAグループは概して農業余剰がBグループよりも大きいのに、実勢小作料水準はA、B両グループの間で大差ないということと関連があるかも知れない。逆に庄内はC図のように水稻収量との関連ではとくに高いわけではないのに、その割に実勢小作料水準が高くなっている。いずれにせよ、この二グループの高地価対応の行動様式は明らかに異なっている。その差は土地に対する需給実勢の違いを意味していよう。この違いの実態に即したツメは今後の課題としておきたい。

注(8) 磯辺稿、前掲「農地価格の形成」(上)。

(9) Cochrane, W. W., *Farm Prices—Myth and Reality*, 1959, ch. 5 (日本語訳『農産物価格論——虚説と真実——』、農政調査委員会)。Herdt R. W. and Cochrane, W. W., "Farm Land Price and Farm Technological Advance," *J. Farm Econ.*, Vol. 48, No. 2, May 1966 (磯辺訳「農地価格と農業技術進歩」『のびゆく農業』第二十九号、農政調査委員会、一九六八年)。

(10) 石原健「小作料調査について」(『不動産研究』第二二巻第二号、昭和五五年)。

(11) 伊藤喜雄『現代借地制農業の形成』(御茶の水書房、昭和五四年)。

四 農家の高地価対応

(一) 低労賃の地域性

最初にみたように、農村通勤労賃が高いほど実勢小作料は低いという一般的傾向がある。この農村通勤労賃が都市一般労賃にくらべて遙かに低位であることは改めて論じない。たとえば労働省毎月勤労統計調査による製造業常用労働者の一日あたり労賃は一万〇二二円であるが、農林水産省農村物価賃金統計による農業臨時雇労賃は男子

四六二〇円で前者の四六％にしか達しない（昭和五三年）。ここでは、こうした農工労賃格差を条件としながらも、そのもとで農家の兼業化によって取得する通勤兼業労賃の地域格差を問題にしたいと思う。その場合、地価・地代形成との関連で考えねばならないのは農村日雇労賃であろう。つまり最初にのべた「切り売り労賃」水準である。問題は、労賃の農工格差構造にあるとしても、いわば、その最底辺をなす農村日雇労賃は地域的にみて均等化してきているとみてよいのか、どうかということである。いうまでもなく、資本制差額地代の形成の論理的前提は、同一労働・同一賃金として表示される労賃範疇の熟成であり、そこで一般的社会的剰余価値率の均等化であった。当面の地代形成がこうした論理構造を充足しないままの、小農制の費用価格に立脚する擬制的な差額地代形成として理解されるとしても、その基礎にある農村日雇労賃の地域的均等化の程度は十分に吟味しておかなければならないことであろう。

第4表において、幾つかの農村関連日雇労賃の都道府県単位の調査結果を素材として、その分散度を計算してみた。表に示したように、その変動係数は米生産費調査労賃がもっとも大きく、次いで屋外労働者労賃（土工）があり、農村通勤労賃がもっとも低い。また上位下位の各五県の平均値を比較しても、その割合は六三、六六、七二％で同様の序列となる。つまり、農村日雇労賃といってもなお、地域間に四割近い格差があるということである。

試みにこの五三年の農村通勤労賃を同じく会議所の三五年調査と比較してみると、変動係数で〇・一七一から〇・一〇一への相対分散度の縮小、また上位下位の割合も五九から七二％への縮小をみることができ。だが米生産費調査の自家労働評価労賃についても同様に兩年を比較すると変動係数・上下位県間格差のいずれも全く横ばいのままである。この間、労賃評価方式が農業臨時雇労賃から農村通勤労賃への変更があつて、結果的に評価労賃の

第4表 各種日雇賃金調査による地域格差（1時間あたり・男・昭和53年）

	(米生産費調 査)	(農家経済調 査)	(全国農業会 議所調査)	(労働省調査)	(昭35 全国 農業会議所 調査)	(昭35 米生 産費調査)
	自家労働評 価賃金	臨時雇用労 賃	農村通勤賃 金	屋外労働者 賃金(土工)	農村通勤賃 金	自家労働評 価賃金
都道府県数	45	47	46	47	46	46
平均値(円)	712	560	579	729	54	51
標準偏差(円)	106	67	59	91	9	7
変動係数	0.149	0.119	0.101	0.125	0.171	0.143
上位5県平均 (A) (円)	880 (群馬, 埼玉, 神奈川, 愛知, 滋賀)	690 (北海道, 東京, 奈良, 和歌山, 香川)	671 (東京, 岐阜, 愛知, 奈良, 兵庫)	880 (東京, 神奈川, 京都, 大阪, 奈良)	70 (愛知, 三重, 大阪, 兵庫, 奈良)	63 (北海道, 東京, 愛知, 京都, 大阪)
下位5県平均 (B) (円)	578 (青森, 岩手, 熊本, 宮崎, 鹿児島)	473 (福島, 京都, 岡山, 愛媛, 鹿児島)	482 (岩手, 埼玉, 熊本, 宮崎, 鹿児島)	578 (秋田, 福島, 佐賀, 熊本, 宮崎)	41 (宮城, 山形, 熊本, 宮崎, 鹿児島)	40 (青森, 福島, 高知, 長崎, 宮崎)
B/A (%)	63	69	72	66	59	63

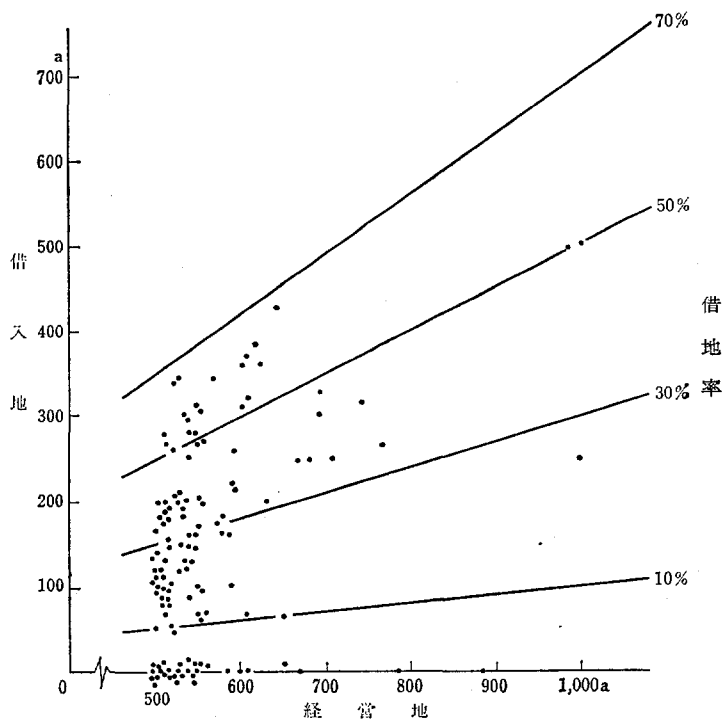
注. 全国農業会議所調査は、成年(男)で農村から通勤する産業の臨時日雇賃金である。日給表示なので1日8時間として時給に換算した、なお、昭和53年は1～3月を対象。

引き上げが昭和五十一年から行なわれたが、当面の日雇賃金の地域格差問題には基本的な変化を与えなかったということであろう。

要するに、これらの結果から判断していえば、昭和三五年以降の高度経済成長過程の農村労働力吸引を中心とした農業・農村の激変を経過してなお、現在まで農村日雇賃金の地域格差は上下位比三〇～四〇%の水準で維持されてきているということが出来るのである。東海・近畿を頂点として、そこから東西に低下していき東北・九州を底辺とする地域格差の構造についても同様である。

それゆえ、現在の実勢小作料の水準も、たんに自作小農制に立脚した擬制的差額地代というだけでなく、加えて三、四割の地域格差をもつ「切り売り労賃」の自己搾取の不平等性にも立脚した地代形成だとしなければならない。そのことは単なる労働生産性比較では無視されてしまう。その意味でも低労

第9図 借地型農家の分布（蒲原平坦・5 ha 以上経営・昭和50年）



注(1) 対象地域は新潟・新津・白根・燕・三条の5市と西蒲原・中蒲原の2郡である。

(2) 1975年センサス結果より作成。

賃の再生産メカニズムが、さらに明示的に追求されなければならないのである。

(二) 自作「併進」の構造

これまで専ら土地の買い手（借り手）の立場からその地価（地代）形成力を検討してきた。そこでの帰結は低劣な「切り売り」労賃に立脚した高地価（地代）の形成構造であった。

ならば、この水準の範囲であれば、売り（貸し）に出す土地がありさえすれば、実際にいくらかでも経営地の拡大が出来るものなのか。第九図に

第5表 事例農家の経済構成（蒲原平坦・経営耕地10aあたり・昭和50年）

階 層		經 営 耕 地			純 生 産	純 生 産 の 分 配								
		計	自作地	借地		労 働 費		支 払 小 作 料		余 剩				
A	450~500 a	485 ^a	385 ^a	100 ^a	千円 100 (100)	%	千円 89 (89)	%	千円 12 (12)	%	千円 Δ1 (Δ1)	%		
B	400~450	424	324	100	135 (100)		108 (80)		14 (10)		13 (10)			
C	350~400	381	281	100	172 (100)		110 (64)		16 (9)		46 (27)			
D	300~350	308	208	100	124 (100)		63 (51)		20 (16)		41 (33)			
1戸あたり 農業労働日					1日あたり 労 賃 評 価		世帯員1人あ たり家計費		農業依存度		純生産 粗生産		備 考	
A	447 ^日	千円 9.6	千円 963	% 93.0	% 70.2	集計戸数1戸								
B	528	8.6	893	83.1	72.5	〃 3戸								
C	831	5.0	547	90.3	66.2	〃 2戸								
D	474	4.1	558	83.3	67.3	〃 5戸								

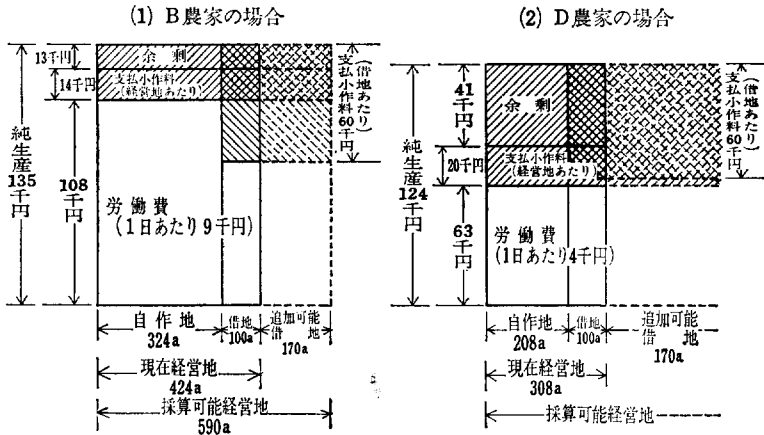
注(1) 『農家経済調査』組み替え集計結果（後藤光蔵「高地価のもとでの農業の変化と農民の対応」，全国農地保有合理化協会『土地と農業』No. 9，昭和53年3月）による。

(2) 借地は一律100aと仮定し，支払小作料は10aあたり4俵60千円と仮定した。支払労賃は労働費に含めて考えた。自家労働費は 家族家計費×農業依存度 とした。

新潟県蒲原平坦の五ヘクタール以上農家（昭和五〇年）の経営地分布を事例として示した。蒲原平坦は全国的にみても大規模層の多いところであり，それが借地化の著しい展開に支えられていることは周知のところであろう。その最上層の分布をみると借地率は七〇%を上限とし，借地面積は五ヘクタールが上限となっている。この借地を加えた経営地としては一〇ヘクタールが上限である。一般的には経営地七、八ヘクタール，うち借地三、四ヘクタール，つまり借地率三〇五割が限度だとみてよいであろう。こうした限界を規定しているのが現在の夫婦二名を主流とした家族労働力の制限であり，それを支える中型技術体系のもとでの分散耕地集積の限界だということであろう。

だが，その限界はその低労賃の自己搾取構造のもとではまた経済的にも与えられている。

第10図 農家の地代支払い条件のちがひ



注(1) 資料は第5表に同じ。

(2) 縦軸は10aあたりで示した。

(3) 追加可能借地の計算は、

S_1 : 自作地

K : 純生産—労働費

S_2 : 現在借地

R : 支払小作料 (借地あたり)

S_3 : 追加可能借地

とするとき、 $R > K$ を条件として

$$K(S_1 + S_2 + S_3) = R(S_2 + S_3).$$

そこで、

$$S_3 = \frac{KS_1}{R-K} - S_2 \quad \text{により求めた。}$$

第5表に新潟県蒲原平坦の若干の事例農家を選んでその余剰のありかたをみた。

農業の総生産高から物財費を差し引いた残りが純生産で、これが労働費と支払小作料および純余剰に振り向けられる。余剰をギリギリ全部使うことを決心すれば、純生産から労働費を差し引いたのこりが地代支払いにあてることができるフアンドである。

ここで仮定をおいて、AとD農家とも経営地のうち一ヘクタールを借地し、そこに一〇アールあたり四俵(六万円—昭和五〇年米価)を支払うこととする。そうすると、第5表のように労働費が大きいA農家は

すでに赤字だが、他の農家は小作料を支払ってなお余剰が残っている。

だが、その余剰のありかたに二つのタイプがある。第一〇図にそれをB農家とD農家の場合のちがいとして表わした。B農家は労働費が大きいので残余の地代支払いファンドが少ない。それでも一ヘクタール分の小作料六〇万円を全経営地あたりに配分してしまうと一〇アールあたり一万四千元となり、少ない地代支払いファンドでもこの小作料を支払ってなお、若干の余剰が経営全体としては残るという形になっている。このB農家の場合、一〇アールあたりの地代支払いファンドは二万七千元でしかないから、それだけでは一〇アールあたり六万円の小作料は支払えない。だから、この小作料で全経営地を借地にしてしまったら、この経営は成り立たないわけである。それを自作地が加勢して地代支払いファンドの不足を補うのである。したがって自作地の大きさによって、その加勢にも限度があるわけで、このB農家の場合、どこまで借地が拡大できるかを第一〇図で計算してみた。経営地が大きければ面積あたりコストは低減し、面積あたり粗収益が変わらなければ純収益も増大するが、ここではその関係は変わらないとした。実際には、だからコスト低下の分だけ借地はより増やせることになる。

計算のしかたは、第一〇図に示した二つの斜線部分の面積が等しくなるところで経営余剰は零となるから、そこが拡大限界だという考えに立っている。そのようにして、このB農家の場合、約六ヘクタールまで経営を拡大できる計算になるわけである。

他方、D農家の場合は、Bよりも幾分少ない一〇アールあたり純生産額だが、労働費が格段に低いので地代支払いファンドは経営地一〇アールあたり六万一千円となり、小作料六万円を超えている。だから、この場合は小作料支払いに自作地が加勢する必要はない。いいかえれば追加される借地一〇アール毎にその小作料が独立に払えるの

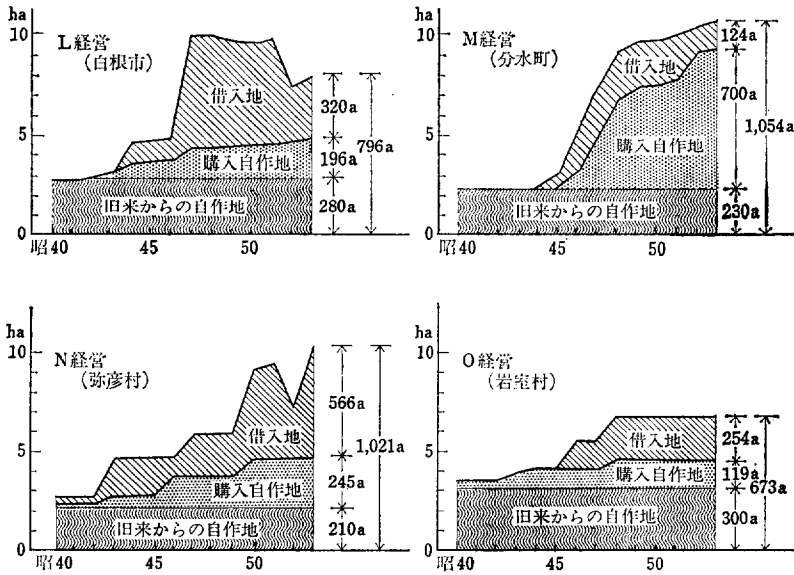
だから、この関係が耕地拡大されても変わらないとすれば、理屈上はいくらでも拡大できるということになる。むしろ技術的限界は当然にあるわけだが、経済採算としてはそうだということである。

このように、農家余剰のありかたには二通りのタイプがあつて、B農家の場合を「自作地加勢型」というならば、D農家の場合は「借地独立採算型」と名づけて区別できよう。第5表で支払小作料と余剰を併せた地代支払いファンドが六万円をこえるC農家もD農家と同じタイプである。

これらの農家間のタイプの差を規定しているのは、与えられた資料のかぎりでは、明らかにその自家労賃の評価額の差異である。C、D農家が借地独立採算型たりうるのは、その生活水準を切り下げてである。一日あたりの賃金は、新潟県平均で、職員勤務六四〇〇円、恒常的賃労働五〇〇〇円、臨時的賃労働三三〇〇円（昭和五〇年）であるから、D農家は臨時雇水準を超えているが、常雇賃金には達していない。C農家がその水準にあり、A、B農家が職員勤務の水準を超えている。

もし、何らかの技術革新があつて生産力水準、とくに土地生産性が高まり面積あたり純生産が増大し、地代支払いファンドが増大すれば、その分だけこの経営拡大限界は上げられよう。しかし生産力水準が一定であるかぎり、また農産物の受取価格と農家購入品の支払価格との関係が変わらないかぎり、農家の内部では、地代と労賃とのいずれを優先するかという「内なる戦い」が生まれることになるのである。言葉を変えていえば、当面の借地拡大は低労賃・高地代の仕組みに立脚しているのである。そのようにして自らに節欲を強制しながら外に向かって借地を拡大するとしても、現在の借地条件は著しく不安定であり、「一作おろし」的な耕作権欠如の状態にある。そこに、第一一図にみるように規模拡大層がその借地拡大と自作地拡大とを併進させる、「自小作併進」的展開のありかた

第 11 図 個別農家の土地集積過程



注. 坂井量司「高生産力稲作経営の複合化条件」(本文注10)により作図した。

が求められることにもなるのであろう。

三〇

こうした自小作併進、つまり高地価水準のもとでなお自作地購入を可能にさせている条件は、(一)転用代替地としての取得、(二)農外事業収入の投入、(三)農業複合部門の存在、さらに一般的には(四)長期低利の制度資金の導入であって、その元利支払いが年々の経済余剰で可能であるかぎり農家は買い進むであろうし、(五)将来のインフレ予想、そこで米価引き上げ予想のもとでは右の元利支払いはより有利なものと見込まれるだろう。

こうした安定的な資産選好の余地・条件が少しでもあるかぎり、借地拡大はそのための準備として「過渡的なもの」⁽¹³⁾として位置づけられるというべきであろう。全国的に借地化が突出した蒲原平坦農家の場合にも、終極的に求められていることは自作的拡大による経営の安定であ

第6表 規模拡大農家の借地割合（1戸あたり表示）

1980	1975	1980 戸数	1975			1980			拡大面積		
			借地 戸数	経営 耕地	借地 割合	借地 戸数	経営 耕地	借地 割合	経営 耕地	借地 割合	
A 北陸											
3 ～ 5 ha	新 設 農 家	戸 2	戸 —	a —	% —	戸 —	a 331	% —	a 331	% —	
	1 ha未満	9	3	44	4.5	7	354	52.5	310	59.4	
	1 ～ 2 ha	27	13	163	12.3	21	350	29.4	187	44.4	
	2 ～ 3	151	59	255	8.2	111	336	19.9	81	56.8	
	3 ～ 5	262	115	351	10.8	119	366	11.7	15	33.3	
	5 ha以上	8	5	538	18.8	3	393	15.5	△145	27.6	
	計	459	195	304	10.2	261	356	16.3	52	51.9	
5 ha 以上	新 設 農 家	—	—	—	—	1	500	100.0	500	100.0	
	1 ha未満	2	—	38	—	2	745	33.6	707	35.4	
	1 ～ 2 ha	3	1	175	3.4	2	579	36.8	404	51.2	
	2 ～ 3	8	4	251	11.6	7	586	40.6	335	62.4	
	3 ～ 5	26	21	410	27.3	18	618	32.5	208	42.8	
	5 ha以上	10	6	642	17.4	7	672	19.2	30	56.7	
	計	50	32	394	21.8	37	624	32.2	230	50.0	
B. 東北											
3 ～ 5 ha	新 設 農 家	20	—	—	—	5	352	3.1	352	3.1	
	1 ha未満	23	3	59	3.4	9	349	17.2	290	20.0	
	1 ～ 2 ha	120	20	160	4.4	35	344	10.2	184	15.2	
	2 ～ 3	578	82	259	2.3	164	345	6.4	86	18.6	
	3 ～ 5	1,197	160	363	2.2	175	373	2.9	10	30.0	
	5 ha以上	42	15	566	10.6	10	407	6.9	△159	20.1	
	計	1,980	280	317	2.5	398	363	4.4	46	17.4	
5 ha 以上	新 設 農 家	17	—	—	—	—	1,063	—	1,063	—	
	1 ha未満	3	—	76	—	—	769	—	693	—	
	1 ～ 2 ha	15	2	164	2.4	4	714	15.0	550	18.7	
	2 ～ 3	31	4	254	3.1	13	679	13.0	425	18.8	
	3 ～ 5	117	23	415	6.3	43	605	12.4	190	25.8	
	5 ha以上	170	36	797	8.0	41	915	7.2	118	1.7	
	計	353	65	551	7.3	101	789	8.7	238	12.2	

(第6表 つづき)

1980	1975	1980 戸数	1975			1980			拡大面積	
			借地 戸数	経営 耕地	借地 割合	借地 戸数	経営 耕地	借地 割合	経営 耕地	借地 割合
C. 近畿										
3 ha 以上	新設農家	2	-	-	-	-	389	-	389	-
	1 ha未満	5	-	39	-	1	676	7.0	637	7.4
	1～2 ha	15	6	164	8.5	9	367	33.4	203	51.7
	2～3	18	14	249	18.9	14	354	30.8	105	59.0
	3 ha以上	36	12	414	15.7	18	447	32.2	33	239.4
	計	76	32	290	15.5	42	423	28.6	133	57.1

D. 北九州

3 ha 以上	新設農家	1	-	-	-	1	378	0.8	378	0.8
	1 ha未満	2	1	45	6.7	1	887	22.5	842	23.4
	1～2 ha	16	6	160	8.1	8	350	20.3	190	30.5
	2～3	67	21	260	7.3	33	347	13.5	87	32.2
	3 ha以上	92	24	384	5.5	23	392	6.4	8	50.0
	計	178	52	312	6.4	66	377	10.3	65	29.2

注(1) 1980年センサス「構造動態統計」組み替え集計結果による。(1/20抽出)。

(2) 各年の経営耕地、借地割合は、全戸についての平均である。

って、その意味で自作農制の解体に抵抗する農家の志向は根強い具体性をもっているのである。第6表は一九八〇年の三ヘクタール以上農家について、その農家の一九七五年の状態とその八〇年への変化をみようとしたものである。拡大面積は一九八〇年と七五年との単純差引結果である。概して下層から急上昇した拡大面積が大きい農家群ほどその拡大部分に占める借地割合が大きいいってよいが、それでも平均としていえば、北陸で五〇%、近畿で五七%程度である。北九州では二九%、東北では二〇%にもならない。裏がえしていえば、拡大面積の四〇～八〇%は自作地で占められているのである。このような状況を借地型上層農の形成というのは当たらない。さきにいった自作地も小作地も拡大する「自作併進型」なのである。

また一九七五～八〇年の間に三ヘクタール以

上の農家は七万六千戸から九万五千戸に約二万戸増加したが（都府県）、その借入地は九二%（一万八千ヘクタール）の増加であったのにたいして、経営地の増加は三一%（九万三千ヘクタール）の増加であった。増加分についてだけいえば借地割合は二〇%になるが残余の八割分は自作地の増加であった。

また一九八〇年センサスの構造動態統計によると、一九七五年に借地があった三ヘクタール以上の農家のうち八〇年に借地がなくなった農家は四二%に及んだ。このような借地の不安定さが借地拡大を経営地拡大に直結させない大きな理由であらう。

注(12) 久保安夫「代替地取得と土地利用」(『農業総合研究』第三三巻第三号、昭和五四年)。

(13) 水島豊平「経済成長下における農地価格の採算」(『新潟県農試研究報告』第二七号、昭和五三年)。

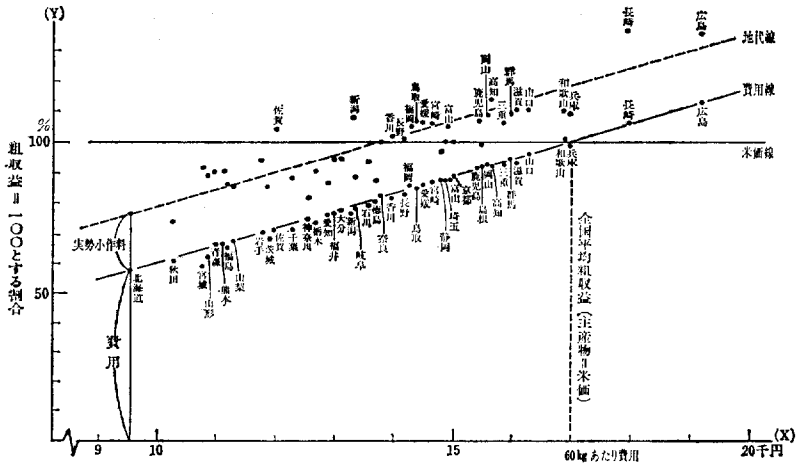
(14) 坂井量司・水島豊平「高生産力稲作経営の複合化条件」(『石川県農試他』北陸地域の経営複合化、昭和五四年)。

五 労賃と地代の衝突

——政策米価の自己矛盾——

第一二図に示した稲作収益の地域性は、縦軸Yに粗収益を一〇〇とした費用および地代をとり、横軸(X)に六〇キログラムあたり費用額をとって各都道府県の位置を示したものである。⁽¹⁵⁾その位置は費用最低の北海道から最高の広島の間に分布し、和歌山・兵庫が費用Ⅱ粗収益の分岐点をなしている。受取米価はほぼ全国的に大差ないので各都道府県はほぼこの一本の費用線のうえに整列するわけである。さらにこの費用に小作地実勢地代を加えてみると、図のようにかなりバラツキはあるが、さきの費用線にほぼ平行する地代線を画くことが出来る。つまり実勢地

第 12 図 稲作収益の地域性（昭和53年）



注(1) 農林水産省『米生産費調査』より作成。実勢小作料は小作地の支払分である。

(2) 上図の関係のもとで

費用線 $Y = 5.9X$

地代線 $Y' = 5.9X + 18$ となる。

代は粗収益 11 米価の一定率（一八％）で示されるのではないかとすることである。この地代のバラツキのなかから、とくに神奈川・愛知・岐阜・静岡・埼玉・京都など、さきの大都市地域的な低地代の府県を除けば地代線はかなり整合的となるだろう。

そうだとすると地代線はかなり多くの府県で米価線を超えざるを得ない。図の注に示した式から計算すると費用一万三九〇〇円以上の府県である。こうして四五道府県のうち二二府県が超過県の位置にあるが、そのうち静岡・埼玉・京都・島根は実勢地代が低いので米価線を超えてはいない。逆に佐賀・新潟は実勢地代が高いので低費用でありながら米価線を超えることになっている。

現在、この費用＋実勢地代が米価線を超える府県名は図に改めて記しておいたが、二〇府県

にのぼっている。約半数だといってよからう。かかる府県では、平均的農家のもとでは、現在の米価水準を前提として費用と地代は共存できない仕組みになっているのである。

この平均的には共存できない関係を存在合理的たらしめているのはまずもって稲作収益の階層性であろう。そこで図の左方の低費用県でなお高率地代を示す佐賀・新潟、中位費用県から宮崎、および右方の高費用県から広島との四県をとりだしてその階層性をみたのが第7表である。

表にみるように、いずれの県でも上層ほど実勢地代は高まっている。ただ宮崎だけが例外で下層ほど高い逆行関係を示している。下層の借地が残存小作地を中心とした「旧い借地」で、それだけ旧来の統制小作料にひきつけられているのにたいし、上層のそれは比較的近年の「新しい借地」が多いことを意味していよう。だから当面の問題として重要なのはこの最上層の最も高い地代水準であろう。新潟ではギリギリの余剰をはき出して四俵の地代に対応しているし、佐賀では三・五俵の地代を支払って一俵あたり二千円、一二%ほどの余剰を残している。大勢としていえば、新潟・佐賀ではその高位生産力のもとの農地需給関係の緊張を生みだしてその高率地代が余剰をギリギリまではき出させる仕組みになっているといつてよいだろう。

これにたいして広島の場合、実勢地代二・五俵を支払っては全階層とも赤字であり、宮崎では下層が実現している二俵の水準を上層でも負担しえない関係になっている。ならばその低い生産力水準のもとで、やはり相対的には高地代を生み出している条件は何なのか。

考えられる一点は、とくに広島の場合、家族労働の評価が高すぎるのではないかということである。表のように一五〇〇〜二〇〇〇アル層の評価労賃八二〇円にたいして、農村通勤日雇（男・三〇歳前後・一〜三月・全国農業会

第7表 稲作収益性の地域性と階層性（昭和53年度）

水稲作付 面積規模 別	集計戸数	10アール あたり収 量	小作地実勢地代		60kg	費用+地代 計(A+B) (C)	60kg	D-C	家族労働 評価 (1時間 あたり)	10アール あたり 労働時間	現物換算 小作料水 準
			10アール	60kg(A)	費用(B)		主産物 価額(D)				
A. 新潟											
30a未満	12	511	6,944	815	18,972	19,787	17,481	△2,306	697	107	(4.0俵)
30～50a	16	463	-	-	18,255	...	17,475	...	709	111	
50～100	70	490	21,697	2,657	15,847	18,504	17,519	△985	749	85	
100～150	29	506	38,681	4,587	14,279	18,866	17,657	△1,209	715	78	
150～200	19	540	42,378	4,709	12,521	17,230	17,452	222	772	61	
200～250	11	531	42,461	4,798	12,152	16,950	17,479	529	725	59	
250～300	6	556	61,379	6,624	11,280	17,904	17,520	△384	733	55	
300a以上	7	555	68,109	7,363	9,719	17,082	17,382	300	738	44	(4.0俵)
平均	170	520	48,197	5,561	13,314	18,875	17,504	△1,371	741	69	
B. 佐賀											
50a未満	22	498	12,683	1,528	18,151	19,679	16,959	△2,720	797	93	(3.5俵)
50～100a	20	503	29,125	3,474	14,608	18,082	17,247	△835	688	97	
100～150	9	589	48,410	4,931	10,990	15,921	17,615	1,694	788	65	
150～200	8	566	-	-	9,691	...	17,021	...	571	62	
200a以上	4	557	62,695	6,754	8,518	15,292	17,408	2,116	709	50	
平均	63	543	52,767	5,831	11,997	17,828	17,256	△572	700	74	

C. 広島

30 a 未満	18	500	9,804	1,176	24,767	25,943	17,282	48,661	933	114	
30~50 a	22	435	-	-	26,715	...	17,053	...	915	120	
50~100	30	516	19,203	2,233	19,621	21,854	17,317	44,537	820	117	
100~150	10	533	33,437	3,764	15,177	18,941	17,033	41,908	771	86	
150~200	3	545	48,040	4,738	13,648	18,386	17,421	41,145	820	77	(2.5枚)
平均	83	508	32,925	3,839	19,279	23,168	17,197	45,971	838	106	

D. 宮崎

30 a 未満	7	474	-	-	16,518	...	17,554	...	515	98	
30~50 a	6	493	35,600	4,333	14,977	19,310	17,162	42,148	518	97	(2.0枚)
50~100	10	474	30,120	3,813	14,647	18,460	17,141	41,319	550	82	
100~150	7	475	21,209	2,679	13,574	16,253	17,199	946	534	72	
平均	30	477	25,329	3,186	14,455	17,641	17,203	4438	536	81	

議所) 五八四円、屋外労働者賃金(土工・労働者) 七三五円、臨時被用労賃(農家経済調査) 五八一円、等々いずれも遙かに低い。一俵あたり労働時間は八・五時間だから赤字一一四五円は一三五円の労賃評価の切り下げがあれば解消する。実際問題として労賃評価が農家の実態よりも過大であるのか、それとも二・五俵の高地代に自己評価を切り下げて対応しているのか、さらには他部門の加勢でそうしているのかは、この限りでは何ともいえない。改めて実態に即した検討が必要だろう。宮崎の場合も労賃評価こそ低位であるが、事情は同様であろう。そこでは水稻作に比して畑作の優位が作用しているのかも知れない。また実勢地代が下層ほど高いという関係もどういう具体的事情によって説明されるのかも吟味されるべき問題点であろう。他日に残したい。

第8表 労賃と地代の階層性（昭和53年）

	小作地 実勢地代 (10アール)	小作 労働所得 (1時間)	小作地率	小作料率	稲作収入 割合	集計戸数
A. 東北						
30 a 未満	11,258	812	2	17	30	43
30～50 a	11,967	821	6	8	36	106
50～100	27,468	846	3	17	57	245
100～150	29,037	1,008	3	18	62	83
155～200	43,726	980	7	26	72	50
200～250	44,419	999	5	26	75	34
250～300	57,099	981	4	32	80	17
300～400	57,744	946	12	33	90	18
400～500	49,967	1,463	23	27	76	6
500 a 以上	45,996	1,674	8	26	27	2
平 均	42,347	875	6	25	61	604
B. 北陸						
30 a 未満	14,020	436	7	10	56	24
30～50 a	18,164	461	9	13	81	58
50～100	23,168	630	9	16	61	136
100～150	30,519	696	7	21	78	50
150～200	30,413	1,044	8	19	81	39
200～250	32,467	1,058	13	21	92	19
250～300	47,317	876	17	30	90	8
300～400	66,975	736	22	42	86	5
400～500	53,923	1,102	40	33	98	1
500 a 以上	81,227	884	43	50	85	1
平 均	37,135	674	11	25	76	341
C. 近畿						
30 a 未満	20,203	186	8	14	58	30
30～50 a	16,320	473	4	12	65	72
50～100	20,305	614	12	14	53	121
100～150	21,356	930	10	15	53	21
150～200	27,477	879	12	18	90	8
200～250	19,422	1,283	47	13	96	3
250～300	32,073	1,148	74	20	98	1
300 a 以上	20,000	1,920	55	12	93	1
平 均	21,629	656	14	15	59	257

(第8表 つづき)

	小作地 実勢地代 (10アール)	小作 労働所得 (1時間)	小作地率	小作料率	稲作収入 割合	集計戸数
D. 九州						
30 a 未満	21,461	416	7	15	28	104
30~50 a	25,771	374	8	19	38	140
50~100	28,600	553	9	20	39	176
100~150	32,492	832	12	22	47	48
150~200	34,076	1,106	3	21	56	18
200~250	61,107	968	18	38	57	8
250~300	30,377	1,216	28	19	82	2
300 a 以上	50,568	1,155	43	34	93	1
平 均	33,649	584	10	23	42	497

注(1) 『米生産費調査』(昭和53年)により作成。

(2) 小作労働所得＝主産物粗収益－労働費を除く費用合計－小作地実勢地代
但し第1, 2項は作付地全体あたりであり, 第3項はそのうち小作地あたりである。

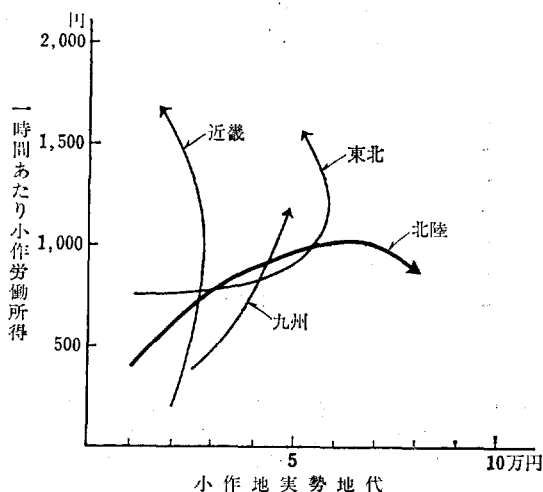
(3) 小作地率＝小作地÷作付地

(4) 小作料率＝小作地実勢地代÷主産物粗収益

(5) 稲作収入割合＝稲作収入÷農業収入

ここでは、右の労賃評価にかかわる難点をさけるために、これまでのように労働費に原価性をもたせて費用として控除する生産費の考え方とは逆に、所与の地代控除後の残存所得として小作労働所得を考え、それを自家労賃と見なして、その階層性がどう変わっていくかを検討しておこう。この小作労働所得は小作地部分の労働所得と考えてもよいし、また全面借地経営を想定した労働所得と考えてもよい。東北、北陸、近畿、九州の四農区についての計算例を第8表に示し、その結果を模式化して第一三図に示した。但し、この統計は米生産費の農区平均値を求めるために作成されている。結果として第6表にみるように、上層ほどその集計戸数は少ない。したがって、この統計だけからでは、上層の変化は何ともいえない、というのが正当であろう。そうした基本的な難点があることは確かであるが、他に適切な統計がないので、一つの手かりとして以下の検討

第13図 労賃と地代の階層的対抗（模式図）



注. 『米生産費調査』（昭和53年）による。第8表より作成。矢印は作付規模で下層から上層に向かっている。

は頭打ちから漸減に転じていかざるを得ない。水稲単作による借地的規模拡大の限界がそこに示されている。その構造を前提とするかぎり、労働所得のそれ以上の増大のためには、農業外の労働切り売りの兼業化に向わざるを得ないだろう。北陸に支配的な借地型上層農の日雇兼業化のありかたがそれを物語っている。

このような作付規模の増大に伴う、支払地代、小作地率、小作料率、稲作収入割合の増加の傾向は、他の農区に

を理解して欲しい。今後の統計整備を期待したい。

一つの典型的なありかたは北陸のばあいである。

稲作の作付規模が増加するとともに、小作地率が増大し、しかも面積あたりの地代もより高額の支払いとなっていく。だが作付規模の拡大は単位生産物あたりの物財費用を低減させ、とくに投下労働日を縮減させるから純生産を増大させ、そこでさきの増大する地代を支払ってなお残余の労働所得を増加させていくことができる。だが、こうした借地化による作付規模の拡大が小作労働所得を増加させていくのは中間層までで、それ以上になると面積あたり支払地代の増加が死重となって、その労働生産性の上昇にもかかわらず、労働一時間あたりの小作労働所得

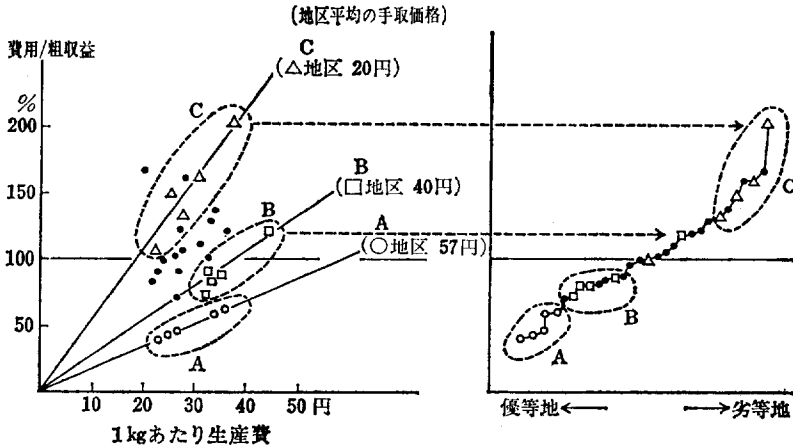
もほぼ共通であるが、北陸の上層農と異なつて東北の上層農は支払地代の引き下げ、経営の複合化によつて小作労働所得の引き上げに努めていることが特徴的である。近畿の上層農も傾向は同様だが、そこでは小作地率の引き上げが目立っている。九州ではむしろ上層農の労働所得の伸びの頭打ちを特徴点として強調しておくべきであろう。

このように水稻単作的に借地拡大してその小作労働所得を上昇させていけるのは中間層までで、それ以上の借地拡大は地代支払い水準の上昇が労働所得を圧迫し、労働所得のより以上の増大のためには何らかの対応を迫られることになる。そこでの対応が、借地路線の延長上での農業外に向かつての日雇兼業化（北陸）であり、借地化路線の是正としての農業内的な経営複合化（東北）、あるいは自作化（近畿）として現われているのである。

すでにのべたように現在の政策米価のもとで、その高い地代は限界的な切り売り労賃をベースにして生み出されている。この高地代に対抗して経営を借地として拡大しようとすれば、水稻単作条件のもとでは飛躍的な技術革新か手抜きの省力化によるのでないかぎり、やがて労賃上昇の頭打ちはまぬがれない。米価政策で問題にされるのは都市なみ労賃に立脚する低地代構造であるが、現実の農業を規定しているのは、依然として低労賃・高地代の自作農構造であるといわなければならない。そこで米価の引き上げは労賃の引き上げには役立たないで地代増加を帰結するのである。水田利用再編政策における転作奨励金や農民相互の互助方式による上積みもすべて地代となつてしまう。要するに、当面する借地化の拡大深化は基本的にその構造（土地所有優位の戦後自作農構造）から脱出してはいないし、そのことは借地化路線の限界を同時に示しているのである。

しかしそのもとで、近年、政府米過剰のもとで具体化されはじめた政策米価の地域格差がより鮮明になつていくならば、さきの第一二図の費用線は一本ではなく分化したものとなつていくだろう。その典型的なあらわれは第一

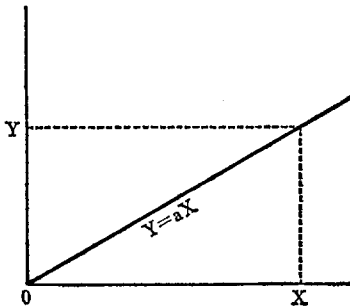
第 14 図 収益性の地域格差（愛媛，昭和47年）



- 注(1) 磯辺編『みかん危機の経済分析』(昭和50年)による。
 (2) みかん生産費調査による個別農家の分布を示している。

四図のみかんの場合である。優等地・高価格の産地は、より横に寝た費用線上に、また劣等地・低価格の産地はより縦に立った費用線上にならぶことになる。みかん過剰のもとでの産地間競争の激化は、こうした価格差のもとで劣等地の排除をより明確に押し進めるのである。若し現況の稲作構造のままで、こうした価格分化を伴う生産力競争が具体化していくならば、さきの低労賃・高地代の構造は、より複雑な地域性を示しながらも、結局は自己を貫徹していくこととならざるを得ないだろう。

注(15) この図の作成のしかたにふれておこう。原点を通る方程式は $Y = aX$ であるから、 $a = Y/X$ となる。ここで Y は収益格差、つまり価格 P に対する費用 C の割合 C/P であり、 X は C で表しているから、



$\frac{a-1}{a}$ となる。つまり a は価格の逆数となつて、同等の受取価格の農家は同一の直線上にならぶことになる。 a は直線の傾斜を示すから、この価格 P が高ければ傾斜は緩やかとなり、逆に低くければ急となる。

(本稿は、文部省科学研究費・総合研究「農地貸貸借に関する総合的研究」昭和五二～五四年度に負うている)

(研究員)